

石狩湾新港発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、北海道電力株式会社が北海道石狩市及び小樽市において、石狩湾新港発電所（以下「本発電所」という。）を新たに建設するものである。本発電所の総出力は170.82万kW（56.94万kW×3基）で、発電設備は天然ガス（LNG）を燃料とする1,600級ガスコンバインド発電方式を採用することとしている。

本発電所は新設の火力発電所であり、排ガス、騒音、振動、動植物等の周辺環境に与える影響が懸念されるが、最新技術の導入等により、周辺環境への影響は最小限に抑えられている。

また、温室効果ガスについて、本発電設備が「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。）の「BATの参考表（暫定版）【平成25年4月時点】」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試運転含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に該当すると認められ、現時点において最高水準の発電効率であることから、今後、それぞれの発電設備の運転開始に併せて本発電設備の年間総発電量相当規模の経年火力発電設備の発電量を二酸化炭素排出原単位が低い本発電設備に代替していくことにより、事業者全体から排出される温室効果ガスの削減に資するものである。

以上の観点を鑑み、以下の措置を講じること。

1．総論

排ガス処理設備の適切な運転管理等による大気環境の保全対策、排水の適正な管理による水環境の保全対策、廃棄物の適正な有効活用等の環境保全措置について適切に講じること。また、本事業により新たに発生する環境影響について環境監視を行い公表すること。

2．動物

温排水の拡散による海生生物への影響については、発電所周辺海域の海生生物の生息状況の変化について環境監視を行い、その結果、本事業の影響により環境保全上特に配慮を要する事項が発生した場合は所要の検討を行い、必要な措置を講じること。

3．温室効果ガス

(1) 本事業の「既設火力発電所の経年化に対応する」との目的に照らし、経年火力発電設備の運転停止に関する計画を作成し、発電設備それぞれの運転開始に併せて本発電設備の年間総発電量相当規模の経年火力発電設備の発電量を二酸化炭素排出原単位が低い本発電設備に代替していくことにより、計画的に二酸化炭素排出削減を行うこと。

(2) 国の温室効果ガス排出削減目標及び局長級取りまとめを踏まえ、電力業界全体の実行性ある取組が確保されるための枠組が構築されるまでの間は、事業者として着実に二酸化炭素の排出削減に取り組むこと、併せて、「事業者が、枠組が構築されれば遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこと」を満たすこと。また、当該枠組の構築に積極的に参画し、枠組が構築された後は、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

(3)本発電設備は 2050 年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)に位置付けられた「2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果を踏まえて、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の二酸化炭素排出削減対策について所要の検討を行うこと。

(4)本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減措置について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講じること。

4 . その他

本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。